

お知らせ コーナー

あなたの会社の育児・ 介護休業規定は 大丈夫？

改正育児・介護休業法が
平成二十二年六月三十日に
スタートしました。改正点
は次のとおりです。

【改正のポイント】

①子育て中の短時間勤務
制度（常時労働者百人
以下企業は適用猶予）

三歳までの子を養育する
労働者が希望すれば利用で
きる短時間勤務制度（一日
六時間の制度）を設けるこ
とが、事業主の義務になり
ました。

②所定外労働（残業）の
免除（常時労働者百人
以下企業は適用猶予）

三歳までの子を養育する
労働者は、請求すれば所定
外労働（残業）が免除され
ます。

③子の看護休暇制度の拡充

休暇の取得可能日数が、
小学校就学前の子が一人で
あれば年五日、二人以上で
あれば年十日になりました。

④父親の育児休業の取得促進

・パパママ育休プラス（父
母ともに育児休業を取得
する場合の休業可能期間
延長）

・配偶者の出産後八週間以
内にパパが育児休業を取
得した場合↓再度の取得
が可能

・労使協定による専業主婦
（夫）除外規定の廃止

⑤介護休暇の新設（常時
労働者百人以下企業は
適用猶予）

要介護状態の対象家族が
一人でもあれば年五日、二
人以上であれば年十日介護
休暇を取得できるようにな
りました。

【改正育児・介護休業法は
平成24年7月1日から全面
適用になります】

①②⑤については平成二
十四年七月一日から、従業
員数にかかわらず適用とな
ります。あなたの会社の規
定をチェックしてみましょ
う。

問い合わせ

高知労働局雇用均等室
〒780-1854 8

高知市南金田1番39号

☎088-885-6041

※育児休業・介護休業に関
するお問い合わせも受け
付けています。



知っていますか？ 建退共制度

建退共制度は、中小企業
退職金共済法に基づき、建
設現場労働者の福祉の増進
と建設業を営む中小企業の
振興を目的として設立され
た退職金制度です。

この制度は、事業主の方
々が、労働者の働いた日数
に応じて掛け金となる共済
証紙を共済手帳に貼り、そ
の労働者が建設業界で働く
ことを辞めたときに建退共
から退職金を払うという、
いわば業界全体での退職金
制度です。

加入できる事業主

建設業を営む方

対象となる労働者

建設業の現場で働く人

掛け金

月額310円

特徴

・国の制度なので安全、確
実、申し込み手続きは簡
単です。
・経営事項審査で加点評価
の対象となります。

・掛け金の一部を国が助成
します。
・掛け金は事業主負担とな
りますが、法人は損金、
個人では必要経費として
扱われ、税法上全額非課
税となります。
・事業主が変わっても、退
職金は企業間を通算して
計算されます。

ホームページ「建退共」
に、制度説明用動画、Q &
Aなど建退共制度の知りた
い情報が掲載されていま
す。ぜひアクセスしてご覧
ください。

建退共

検索



問い合わせ

建退共高知県支部

〒780-10870

高知市本町4-2-15

高知県建設会館内

☎088-822-6181

従業員の募集には ハローワークのご利用を

ハローワークでは、オンラインシステムにより、全国に求人情報の適用を行っています。

公的機関として行っているサービスですので、もちろん利用に關しての費用は一切かかりません。

従業員の募集をお考えの際は、ぜひハローワークにお電話ください。

専門担当者が伺いし、求人申し込みなどの相談に応じます。

また、新規中・高等学校卒業者の求人受理も六月二十日から始まりました。

地域活性化のためにも、将来の地域社会の担い手である新規学校卒業者の採用について、ぜひご検討をお願いします。

ハローワーク須崎（公共職業安定所）

〒785-0012

須崎市西糺町4-3

☎0889-42-2566



国民年金だより

○国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けずに保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

手続きは、住民登録をしている市町村役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。申請書は、年金事務所や市町村役場に備え付けてあります。

平成23年度の免除等の受け付けは、7月1日から開始されており、平成24年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

ただし、平成23年7月に申請する場合は、前年度分（平成22年7月～平成23年6月までの期間）についても申請することができます。7月に前年度分の免除等も申請される場合は、申請書を2枚提出してください。

○退職（失業）による特例免除制度をご利用ください

厚生年金に加入していた方が退職（失業）されると、市町村役場で国民年金の加入手続きを行い、月額15,020円（平成23年度の金額）の保険料を納めることになります。

特例免除制度は、退職（失業）した年度および翌年度に限り、利用することができます。通常、保険料が免除されるためには、申請者本人・配偶者・世帯主の方が所得基準の範囲内である必要がありますが、特例免除では、審査の対象となる申請者本人の所得を除外して審査を行います。

特例免除を申請される場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票等の公的機関の証明書の写しを添付して、住所地の市町村役場国民年金担当窓口へ提出してください。

なお、学生の方で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、学生納付特例制度をご利用ください。

問い合わせ 高知西年金事務所 ☎088-875-1717

大西小校友会総会 のご案内

毎年八月に開催してきました校友会総会も、今年で三十回を迎えます。昭和四十年の春に池川小学校と統合して四十数年過ぎました。

周辺の景色はだいぶ変わりましたが、学びや跡地でもやま話に花を咲かせませんか。

旧知を誘って多数ご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

日時

8月16日（火）正午から

場所

大西多目的集会所

参加費

男性 3千5百円

女性 2千5百円

申込期日

8月11日（木）

申し込み・問い合わせ

大西会長

☎34-2504

大原副会長

☎24-7759

※大西地域にお住まいの方は、各区長さんまでお申し込みください

..... 仁淀川町行事カレンダー（7月・8月）

日	曜日	主な行事	保健衛生行事	社会福祉協議会	
				配食・給食	生きがいデイ
11	月	行政・人権・心配ごと相談 (中央 公民館10:00～)	健康相談 (宗津集会所10:30～)	配食	宗津
12	火		献血 (役場本庁10:00～、池川総合 支所13:45～) 犬と猫の引き取り日		舟形・西古城山
13	水			給食	
14	木		健康相談 (高齢者生きがい發揮施 設10:30～、中村集会所10:30～)		中村・用居
15	金	行政・人権・心配ごと相談 (川渡コミュニティセンター10:00～)	育児相談 (仁淀多目的研修集会施設10:00～)	配食	高瀬
18	月	海の日			
19	火			配食	
20	水	行政・心配ごと相談 (池川保健福祉センター10:00～)	健康相談 (寺野集会所13:30～) 犬と猫の引き取り日	給食	
21	木		無医地区診療 (沢渡多目的集会施設14:00～)		潰溜・大屋
22	金		健康相談 (形部集会所13:30～)	配食	檜山・下川渡
23	土	教育委員会主催サイエンスツアーin AGAWA (しもなの郷14:00～) 田村夕涼み会 (林コンクリート駐車場17:00～) かきまつり (長者小学校17:00～)			
25	月			配食	大崎・中宮
26	火				池上・池下
27	水			給食	
28	木		健康相談 (実間集会所10:00～)		実間
29	金		健康相談 (しもなの郷10:30～)	配食	下名野川・岩柄
1	月			配食	
2	火		犬と猫の引き取り日		
3	水			給食	
4	木		乳児・1歳6カ月児健診 (中央公民館13:45～)		遅越・瓜生野
5	金			配食	谷山
6	土	土曜夜市 (別府小学校17:00～)			

☆犬と猫の引き取り日には、午前10時までに最寄りの庁舎に連れてきてください。



交通安全協会からののお知らせ

佐川警察署・交通安全協会佐川支部 ☎22-0110

※交通安全協会は、皆さまの会費で運営されています。ご協力よろしくお願いいたします。



春の全国交通安全運動

5月11日から20日までの10日間、春の全国交通安全運動が実施されました。運動期間中はボランティアの方をはじめ、たくさんの地域住民の方にも参加いただき、ありがとうございました。

期間中、県内の交通事故死者は2年ぶりのゼロで、過去10年間で2回目のことです。

人身事故件数・負傷者とも前年より減少し、飲酒運転による事故はゼロでした。



ご協力ありがとうございました